

報道関係者 各位

令和4年8月3日(水)

【照会先】

労働基準部賃金課

課 長 高橋 智(内線 280)

地方主任賃金指導官 服部 一夫(内線 281)

(電 話)052(972)0258

(F A X)052(951)4193

## 愛知地方最低賃金審議会を開催

下記により、愛知地方最低賃金審議会（第506回）を開催いたします。

### 記

- 開催日時：令和4年8月4日（木）午後1時30分から
- 場 所：名古屋合同庁舎第2号館 3階共用大会議室  
名古屋市中区三の丸二丁目5番1号  
(別添1「案内図」参照)
- 主な議題
  - 愛知県最低賃金の改正について
  - 愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
  - 愛知県の特定最低賃金の改正決定について
- 取材要領：別添2「取材要領」のとおり。

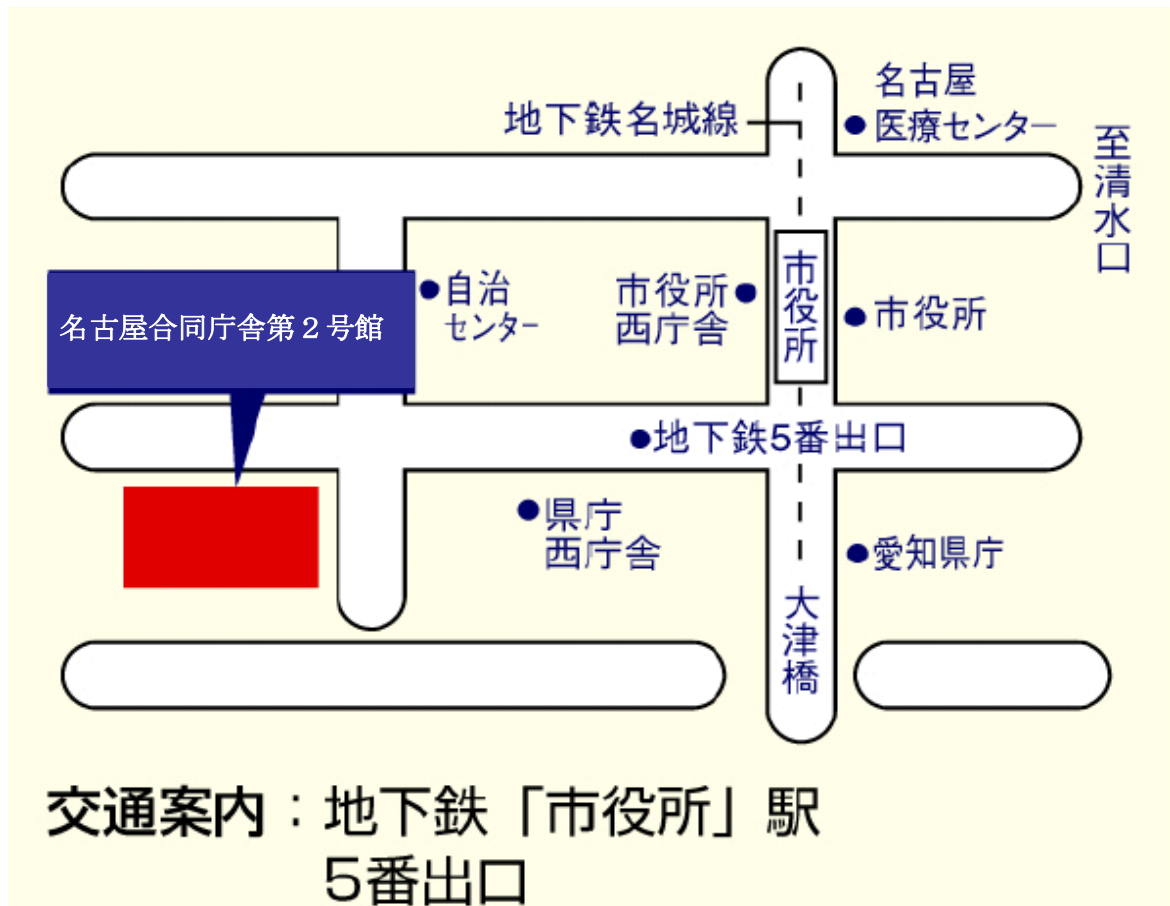
# 名古屋合同庁舎第 2 号館案内図

※

令和 4 年 8 月 4 日 (木)

第 506 回 愛知地方最低賃金審議会

名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階共用大会議室  
(名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番 1 号)



【取材要領】

- 1 報道関係者席において、会議開催中の傍聴が可能です。
- 2 写真撮影、ビデオ撮影については、会議運営の都合から、
  - (ア) 会議開催前の頭取り(2分程度)、
  - (イ) 事務局が撮影可能と指示する場面の2回のみとします。
- 3 傍聴人の方を撮影することはご遠慮ください。
- 4 指定した場所以外に立ち入らないでください。
- 5 携帯電話等の機器については、音が出ないように設定してください。
- 6 傍聴(取材)を希望される場合は、お手数ですが別紙に記入の上、8月3日(水)本  
日中に愛知労働局労働基準部賃金課(FAX:052-951-4193)へ連絡願います。
- 7 このほか、ご不明な点がありましたら次の広報担当者までお問い合わせください。

賃金課 高橋、服部 電話番号:052-972-0258

別紙

愛知労働局 労働基準部 賃金課 あて

**F A X 0 5 2 - 9 5 1 - 4 1 9 3**

8月4日開催

「愛知地方最低賃金審議会」

に係る取材連絡票

① 報道機関名 \_\_\_\_\_

② 取材者数 \_\_\_\_\_人

③ 連絡先

所属部署 \_\_\_\_\_

取材代表者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_